



2024年9月
セイコーソリューションズ株式会社
サイバータイムセンター

時刻認証サービス利用に関わる注意事項

セイコータイムスタンプサービスをご利用いただきましてありがとうございます。時刻認証サービスは暗号技術を基盤とした仕組みを使用しております。その仕組み上、使用あたって下記注意を払う必要事項がございます。

1. タイムスタンプの有効期間

タイムスタンプの有効期間は、タイムスタンプトークンが検証できる期間であり、タイムスタンプトークンを生成するときに使用する秘密鍵のペアである公開鍵の証明書有効期間です。この有効期間は、比較的長期の135ヵ月期間となります。一方で、タイムスタンプ付与で、この秘密鍵を利用する期間を活性化期間といいます。

弊社時刻認証サービスでは、活性化期間を、有効期間に比して短い約1年とすることで、長期間利用できる安全なタイムスタンプの発行を行います。タイムスタンプを付与した時刻から、公開鍵証明書の有効期限までがタイムスタンプの有効期間となり、最短で10年間としております。

2. タイムスタンプの有効期限と対象データの保存期間

有効期限を過ぎたタイムスタンプは検証ができません。対象データの証明にあたっては、そのデータ保存期間以上の有効期間を持ったタイムスタンプを取得する必要があります。

弊社時刻認証サービスで発行するタイムスタンプの有効期間は最短で10年としておりますので、その期間以上保存が必要なデータには有効期限延長等の対応が必要となります。

3. タイムスタンプ生成に用いる暗号技術

弊社時刻認証サービスで発行させていただくタイムスタンプには、暗号技術として総務省・経済産業省より発表された電子政府奨励暗号リストに掲載されているアルゴリズムを使用しており、十分な安全性を持っています。

4. タイムスタンプの有効期間の短縮

タイムスタンプ生成には暗号技術を使用しております。暗号技術は日進月歩であり、安全であった暗号が危殆化することもあります。このような場合、タイムスタンプの有効期間が短縮される可能性がありますのでご承知おきください。



5. 暗号アルゴリズム危殆化への対応

暗号アルゴリズムの危殆化が生じた場合や発行済みのタイムスタンプの有効期限内に危殆化が起こりうると予測される事態が発生した場合には以下の事項を実施します。

- ・事象が発生したこともしくは発生しうることを、できるだけ速やかに告知するか利用者様や関係各所へ通知します。
- ・発生した事象によるサービスの影響を考慮し、必要に応じて当該アルゴリズムを用いたタイムスタンプの発行の停止やシステムの改修を含めた対応計画を検討します。
- ・上記の対応計画を、できるだけ速やかに告知するか利用者様や関係各所へ通知します。

6. タイムスタンプ署名アルゴリズムについて

本サービスは、タイムスタンプ署名アルゴリズムとして下記を採用します。

| | |
|----------------------|---------------|
| 「Accredited TypeG」 | SHA512withRSA |
| 「Accredited TypeGL」 | SHA512withRSA |
| 「Accredited TypeA2」 | SHA512withRSA |
| 「Accredited TypeA2L」 | SHA512withRSA |
| 「Accredited TypeA3」 | SHA512withRSA |
| 「Accredited TypeA3L」 | SHA512withRSA |

7. 令和3年総務省告示第146号に係る認定時刻認証業務

上述の有効期限を過ぎたタイムスタンプは有効ではありません。よって、『令和3年総務省告示第146号に係る認定』は有効期限を過ぎたタイムスタンプの信頼や安心を裏付けるものではありません。

以上